

第 2 5 回 期

第 1 4 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 6 年 8 月 1 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員 (委員 1 0 人 ・ 推進委員 9 人)

会 長	1 0 番	白川	清一
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則

推 進 委 員 (簗 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同 (中 根 松)	会田	信二
同 (大 草)	斎藤	良文
同 (小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政古
同 (山 白 石)	岡田	勇弥
同 (浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同 (東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員 (委推進委員 1 名)

推 進 委 員 (山 白 石) 我妻 伸司

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

議案第 4 3 号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1 件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	みなさん、こんにちは。只今から第14回農業委員会総会を開会いたします。皆さま本日もお忙しい中、またこの暑い中お集まりいただきありがとうございます。先週は大型の台風7号が接近し、その影響で今年の浅川の花火は17日に実施されることになりました。その台風も17日の浅川には太平洋の方に逸れ、花火の方も台風一過で天気が良く。いつもですと煙で見えなくなることが多かったんですが、今回は煙もなく、大変きれいな花火をみることができました。台風はこれからが本番です。気を付けていきたいと考えておりますので、みなさんよろしくをお願いしたいと思います。あとですね、先月も申し上げました通り今月末には農地パトロール、来月には稲作の作況調査が行われます。また、現在各地域において地域計画策定に向けた座談会が行われております。 本日の議案は議案第42号から43号まで件数としては2件であります。皆様の慎重審議をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。本日もよろしくお願いいたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第14回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。我妻委員が欠席となっております。
会 長	事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、7番、須藤一二委員、8番、小針充則委員を指名いたします。
会 長	次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第42号①について、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の調査報告及び意見を求めます。

会田委員	中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二です。 議案第42号農地法第5条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、***、*****さん、以下記載の通りです。8月11日、午前8時より地区副担当高坂委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をして参りました。申請の事由は****さんが牛舎の通路敷地として利用するために****さんの土地を所有権移転することにしたいということです。また、*****さんと****さんは親戚であり、関係は良好であります。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性、確実性に関する項目及び周辺農地の営農状況の支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないと見てきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 本件は顛末案件となります。申請人は*****さんとなります。 申請地の*****及び***は約30年前に***さんの父である****さんが、土地所有者の****さんの父である****さんとの交換によって得た土地だそうですが、その際に**さんが所有権移転登記を行わなかったそうです。その後、***さんが平成9年2月に隣接する*****に福島県より農地法第5条許可を受け牛舎を建築しました。その際に建築工事のための大型搬送車が通行するために進入口から牛舎までをコンクリート舗装したそうです。しかし、2年前に**さんが亡くなり、相続の手続きを進める中で、土地所有者が**さんであること、農地転用の許可がされていないことがわかったそうです。牛舎建築当時は牛舎敷地の一部であると認識してしまい、農地法に抵触する認識はなかったとのことです。今後は引き続き、牛舎への通路敷地としてするために、顛末書を作成して申請されるに至り、今後は法令を遵守していく旨の誓約書も提出されています。 立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である農業用施設事業に該当するもので転用は可能と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、牛舎への通路敷地であり適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、顛末案件であり事業が完了しているため問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は申請人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、既に事業完了しており該当しません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、認可等を要するものがなく該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可し

	ないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地も一体として利用する計画のため問題ありません。 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、牛舎の通路敷地として適当な面積であり該当しません。 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、牛舎の通路とすることが目的となっておりますので該当しません。 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水は発生せず、雨水は申請地周辺の法面に自然浸透させる計画となっております。 以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第４２号②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第４２号②について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第４２号、農地法第５条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第４３号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	【議案朗読】 説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 計画の認定にあたっては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっており、審議会開催前に議案にかけ意見決定をするものです。また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思います。１枚目をご覧ください。申請者の***** **** * *****さんは主に、水稻、ブロッコリー、たまねぎによる経営規模拡大を図り、

	農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。 営農類型は水稻と露地野菜による複合経営です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得****万円、年間労働時間は従事者1人当たり****時間であり、2枚目中段の③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより1枚目下段から2枚目上段の②の(1)から(3)までを実現し、目標へ到達する計画です。 浅川町農業委員会として、*****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。 なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。
会 長	本申請人は里白石地区の方となりますが、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の方で意見がありましたら発言願います。
須藤委員	里白石・福貴作・染地区推進委員の須藤寿行です。 只今の案件について意見を申し上げます。事務局からの説明の通りであります。今回認定を受けようとしております、*****、*****、*****氏は、***地区内はもとより、近隣の行政区内においても農作業に長年従事している方で、農業法人については、令和6年2月に設立しました。経営計画の改善ということで、これまでの稲作経営から複合経営を目標としており、農業の安定経営に取り組むということで、目指すべき経営目標が明確でもあります。これにより年間所得も令和11年度の目標年度には年間所得を倍増する計画となっており、現状の水稻栽培の他、目標年度には水稻面積を増やす他、セミナー等への参加により生産技術を身に付け、ブロッコリー、玉ねぎを安定した生産と加工工場を目指す計画であります。お手持ちの農業経営改善計画認定申請でも目指すべき経営目標が明確であり、この計画を達成するために必要な改善事項に計画通りに取り組んでいただきたいと思います。この認定申請書の計画を進めることにより、今後の集落の農業についても大きな受け手として期待できるとして、認定に対し問題ないものと考えます。以上です。
会 長	議案第43号①について質疑を許します。質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第43号①の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第43号、農業経営改善計画の認定に係る意見①に

	については異議なしと意見決定いたします。 次に、その他に入ります。（１）浅川町農地パトロール（有効利用調査）実施要領（案）について、事務局より説明を求めます。
事務局長	説明いたします。 昨年も実施させていただきました農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、今年も同様に取り組み農地の実態把握に努めます。農地法の運用においては８月ごろに実施することとされています。 また、農地法第３２条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、１０月末を目途に発出し、１１月末までを回答期限として実施することとされております。 利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただいたものです。内容については、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。なお、調査の日程等の詳細については、後ほど書記より説明をさせます。以上です。
会 長	事務局より説明が終わりましたが、実施要領（案）について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。
小針委員	内容のタブレット使用ということで、農地状況パトロール及び通常のパトロールでも使用しているような話があったのですが、そのタブレットの、、、
会 長	本日これから説明することになっています。
事務局長	タブレットの使用についてはこれから書記より説明をさせます。今年度はタブレットを活用して調査等進めていければと考えています。
会 長	実施要領（案）について農業委員及び推進委員の皆さんからその他何かございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	それでは実施要領については案のとおり決定いたします。 では事務局より引き続き説明の方をお願いします。
事務局長	それでは事務局より農地利用状況調査についての説明の前に、何点か連絡事項を申し上げます。次回の総会につきましては、９月１８日火曜日、午後１時半からを予定しております。先程お話しした通り、農地転用の他に来月は荒屋郷地区ほ場整備にかかる貸し借りの案件が数多くある予定です。稲作の作況調査も実施してまいりたいと思いますので、時間の方がかなり長丁場になり、５時くらいまでを設定していただければと思います。２点目ですが、活動記録簿７月分を事務局に提出をお願いします。それから１１月の研修の件なんで

書 記 会 長 事務局長	すが、前にもお話したとおり１４日から１５日までの研修の予定で行ってまいりたいと思います。福祉バスの方利用できませんので、９月の議会の方で農業委員会の研修につきましては、バス代の方を計上させていただき決定を受けたいと考えております。そのあとに皆さんの方に工程表をお渡しして出欠確認をしたいと思います。１４日の午前中に昭和村さんでカスミソウの加工や遊休農地の活用につきまして研修させていただき、午後は会津美里町さんの宮川土地改良区さんというところに問い合わせをしまして、県内で初めて農地中間管理事業関連は場整備事業を行っているところで研修を行ってまいりたいと考えております。次の日に県下農業委員会に参加したいと思っております。来月末あたりに出欠を取りたいと思っております。最後に、小宅ファームさんの農業経営改善計画書の写しですが、個人情報になりますので回収しますのでお帰りの際に机上に残しておいてください。それでは農地利用状況調査について説明します。 (農地利用状況調査、タブレット使用の説明) それでは以上をもちまして、第１４回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。 一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。
-----------------------------------	--

浅川町農業委員会会議規則第１８条第２項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)